

(仮称)大阪市こどもの貧困対策推進計画の策定に係る部会の設置について

1 設置の趣旨

本市においては、こどもの貧困対策について、第一にこどもに視点をおいて切れ目のない施策の実施等に配慮することが求められている、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、平成27年3月に策定した「大阪市こども・子育て支援計画(平成27年度～平成31年度)」の中で、教育や福祉等の分野における関連事業を総合的に推進することによって、こどもの貧困状況が改善されることをめざして取組みを進めてきました。

平成28年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果から、世帯の経済状況や生活状況が、こどもの生活や学習理解度にも影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認されたことを踏まえ、これまで以上に、市を挙げて総合的に施策を推進するため、「(仮称)大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。この推進計画を策定するにあたり、こども・子育て支援会議に新たに部会を設置することとします。

2 部会名称

こども・子育て支援会議 子どもの貧困対策に関する推進計画策定部会

3 設置の根拠

子ども・子育て支援法第77条第1項第4号において、こども・子育て支援会議は、「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する」と定められています。子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援」とは、「全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援」のことであり、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされており、考え方はこどもの貧困対策としての施策と共通のものであると考えられるため、こどもの貧困対策推進計画の策定のための調査審議する部会の設置は同号の趣旨に該当します。

4 所掌事務

本市のこどもの貧困対策に関する推進計画の策定に関すること

5 構成委員

児童福祉、地域福祉、教育、保健衛生に関する豊富な知識や経験を持つ5名の有識者により構成する。

6 今後のスケジュール(予定) 平成 29 年 9 月中旬以降のスケジュールは現時点での想定であり、変更される場合があります。

		こども・子育て支援会議	こども・子育て支援会議部会	こどもの貧困対策推進本部会議
H29.8	上旬			
	中旬			
	下旬			8/30 第 6 回推進本部会議(計画策定の説明)
H29.9	上旬	9/1 H29 第 1 回会議(計画策定・部会設置の承認)		
	中旬			
	下旬		第 1 回部会(実態調査の説明、骨子案の確認)	
H29.10	上旬			
	中旬			
	下旬		第 2 回部会(計画素案の審議)	
H29.11	上旬			
	中旬			
	下旬		第 3 回部会(計画素案の確認)	
H29.12	上旬	H29 第 2 回会議(素案の報告)		第 7 回推進本部会議(素案の報告)
	中旬		パブリック・コメント開始	
	下旬			
H30.1	上旬			
	中旬		パブリック・コメント終了	
	下旬			
H30.2	上旬			
	中旬		第 4 回部会(パブリック・コメント結果報告、計画案の確認)	
	下旬			
H30.3	上旬	H29 第 3 回会議(案の報告)		
	中旬			
	下旬			

7 その他

部会は、計画策定までの間設置する。

こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会 有識者の専門分野

専門分野
子ども家庭福祉、子育て支援
学校教育
地域福祉
子ども家庭福祉、教育と福祉の協働
公衆衛生看護